

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日 令和 年 月 日

労働局長 殿

(ふりがな)

一般事業主の氏名又は名称

(ふりがな)

(法人の場合) 代表者の氏名

主たる事業

住所 〒

電話番号

次世代育成支援対策推進法第15条の2の認定（次世代育成支援対策推進法施行規則第5条の3第1項第2号に規定する事業主の類型に係る特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定に基づく次世代育成支援対策推進法施行規則第5条の3第1項第1号に係る特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた日及び認定を受けた労働局
令和 年 月 日 労働局
2. 常時雇用する労働者の数 人（うち有期雇用労働者 人）
男性労働者の数 人
女性労働者の数 人
3. 事業年度
(1) 公表事業年度 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(2) 公表前事業年度 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(3) 公表前々事業年度 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 育児休業等の取得に関する状況

(1) 男性労働者の状況

イ又はロのいずれかを記入（育児休業等及び育児目的休暇制度を利用した男性労働者数が0人の中小事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主をいう。以下同じ。）は、ハ～ヘのいずれかを記入）

イ 公表前事業年度及び公表前々事業年度において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数及びその割合

公表前事業年度において		
配偶者が出産した男性労働者数 (A)	育児休業等をした男性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	%

公表前々事業年度において		
配偶者が出産した男性労働者数 (A)	育児休業等をした男性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	%

特例認定申請の担当部局名	
(ふりがな) 担当者の氏名	

ロ 公表前事業年度及び公表前々事業年度において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数、育児目的休暇制度を利用した男性労働者数、その割合及び当該育児目的休暇制度の内容

公表前事業年度において			
配偶者が出産した男性労働者数 (A)	育児休業等をした男性労働者数 (B)	小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用した男性労働者数 (C)	育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合 $(B + C) / (A) \times 100$
人	人	人	%

公表前々事業年度において			
配偶者が出産した男性労働者数 (A)	育児休業等をした男性労働者数 (B)	小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用した男性労働者数 (C)	育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合 $(B + C) / (A) \times 100$
人	人	人	%

育児目的休暇制度の具体的内容

--

ハ 公表前事業年度及び公表前々事業年度において子の看護等休暇を取得した男性労働者数（１歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。）

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

ニ 短時間勤務制度等の具体的内容

--

公表前事業年度及び公表前々事業年度において短時間勤務制度等を子の養育のために利用した男性労働者数

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

ホ 公表前々事業年度の開始前３年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前事業年度の末日までの期間における状況

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間の		
配偶者が出産した男性労働者数 (A)	育児休業等をした男性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 $(B) / (A) \times 100$
人	人	%

へ 育児目的休暇制度の具体的内容

--

小学校就学前までの子を養育する男性労働者がいない場合に、公表前事業年度及び公表前々事業年度において育児目的休暇制度を 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は小学校就学前までの孫のために利用した男性労働者数

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

(2) 女性労働者の状況

- ① 公表前事業年度及び公表前々事業年度において出産した女性労働者数、育児休業等をした女性労働者数及びその割合並びに計画期間において出産した女性有期雇用労働者数、育児休業等をした女性有期雇用労働者数及びその割合

公表前事業年度において		
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	(C) %
出産した女性有期雇用労働者数 (D)	育児休業等をした女性有期雇用労働者数 (E)	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合 (E) / (D) × 100
人	人	(F) %

公表前々事業年度において		
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	(C) %
出産した女性有期雇用労働者数 (D)	育児休業等をした女性有期雇用労働者数 (E)	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合 (E) / (D) × 100
人	人	(F) %

- ② (公表前事業年度及び公表前々事業年度のいずれの年度においても①の(C)の育児休業等をしたものの割合又は(F)の育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が75%未満の中小事業主のみ記入)

公表前々事業年度の開始前3年以内の日であって当該中小事業主が定める日から公表前事業年度の末日までの期間における状況

令和 年 月 日から令和 年度までの間の		
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
人	人	%
出産した女性有期雇用労働者数 (D)	育児休業等をした女性有期雇用労働者数 (E)	育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合 (E) / (D) × 100
人	人	%

5. 時間外労働及び休日労働に関する公表前事業年度及び公表前々事業年度の状況

① イ又はロのいずれかを記入

イ その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。ロにおいて同じ。）1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

公表前事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
() 年度	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月

公表前々事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
() 年度	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月

ロ その雇用する労働者のうち25歳以上39歳以下の者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

公表前事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
() 年度	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月

公表前々事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
() 年度	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月

② 平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数

公表前事業年度	人
公表前々事業年度	人

6. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	実施の有無
ア 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置	有・無
イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置	有・無
ウ 短時間正社員制度、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	有・無

7. 女性の継続就業に関する状況

イ又はロのいずれかを記入（イの（C）の在職しているものの割合が90%未満かつロの（D）の在職しているものの割合が70%未満の中小事業主にあっては、下表中「公表前々事業年度」とされているものを「出産した日の属する事業年度」と、「公表前事業年度」とされているものを「出産した日の属する事業年度の翌事業年度」と読み替えてイ又はロのいずれかを記入すること。）

イ 公表前々事業年度において出産した女性労働者数、公表前々事業年度において出産した女性労働者であって公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）及びその割合

公表前々事業年度に出産した女性労働者数	（A）	人
（A）のうち、公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）	（B）	人
在職しているものの割合 $\left(B \right) / \left(A \right) \times 100$	（C）	%

ロ 公表前々事業年度において出産した女性労働者数、当該期間に出産する予定であった女性労働者のうち退職したものの数、公表前々事業年度において出産した女性労働者であって公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は小学校就学前までに子について育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）及びその割合

公表前々事業年度に出産した女性労働者数	（A）	人
上記の期間において出産する予定であった女性労働者のうち退職したものの数	（B）	人
（C）のうち、公表前事業年度に在職している女性労働者数（育児休業等をしているもの又は育児目的休暇制度を利用しているものを含む。）	（C）	人
在職しているものの割合 $\left(C \right) / \left(A + B \right) \times 100$	（D）	%

8. 育児休業等をし、又は育児を行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるようにするための取組

	実施している取組	実施の有無
ア 女性労働者に向けた取組	① 若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修	有・無
	② 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組	有・無
	③ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組	有・無
	④ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修	有・無
	⑤ その他これらに準ずる措置	有・無
イ 働き手に向けた取組	① 育児休業からの復職後又は子育て中の労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組	有・無
	② 今後のキャリア形成の希望に応じた両立支援制度の利用や配偶者との家事分担等の検討を促すためのキャリア研修の実施	有・無
	③ その他これらに準ずる措置	有・無
ウ 管理職に向けた取組等	① 企業トップ等による仕事と子育ての両立の推進及び子育て中の能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組	有・無
	② 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組	有・無
	③ 働き続けながら子育てを行う労働者のキャリア形成のために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修	有・無
	④ 育児休業制度や短時間勤務制度等を利用して中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組	有・無
	⑤ 育児休業制度や短時間勤務制度等の利用者のキャリア形成・能力開発を行っていく必要があることや、円滑な制度利用のために業務を代替する周囲の労働者の業務見直しや評価への配慮が求められることについての管理職向けの情報提供や研修の実施	
	⑥ その他これらに準ずる措置	有・無
エ 環境その他の整備	① 各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図る方策として、企業トップによる仕事と子育ての両立支援の推進が重要であるという考え方を明確にした強いメッセージの発信	有・無
	② その他これに準ずる措置	有・無

9. 不妊治療と仕事との両立に関する状況

(1) 不妊治療のために利用できる制度の整備状況

① 休暇制度

制度の種類	制度の内容
不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

② 両立支援制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

(2) 不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び(1)（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び(1)の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和 年 月 日	

(3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和 年 月 日

(4) 両立支援担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

両立支援担当者			両立支援担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	

(注) 次の①から⑥までの書類も添付すること。

- ① 公表前事業年度及び公表前々事業年度における次世代育成支援対策の実施状況について公表している書類（「両立支援のひろば」での公表内容を印刷した資料等）
- ② 関係法令遵守状況報告書
- ③ 9．(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）
- ④ 9．(2)について、不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針の内容及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの
- ⑤ 9．(3)について、不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの
- ⑥ 9．(4)の両立支援担当者について労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第三号の二（第五条の二関係）（第九面・第十面）
（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあつては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「1. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 の規定に基づく次世代育成支援対策推進法施行規則第 5 条の 3 第 1 項第 1 号に係る特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。複数回認定を受けている場合には、直近の認定について記載すること。
4. 「2. 常時雇用する労働者の数」欄は、特例認定申請書を提出する日又は提出する日前の 1 か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期雇用労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。
5. 「3. 事業年度」欄の「公表事業年度」は次世代育成支援対策推進法第 15 条の 3 第 2 項の規定により公表を行う日の属する事業年度を、「公表前事業年度」には公表事業年度の前の事業年度を、「公表前々事業年度」には公表事業年度の前々事業年度を記載すること。
6. 「4. 育児休業等の取得に関する状況」欄については、
 - (1) 「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 2 条第 1 号に規定する原則として 1 歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業のほか、育児・介護休業法第 23 条第 2 項に規定する 3 歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業、育児・介護休業法第 24 条第 1 項に規定する小学校就学前の子を育てる労働者を対象とした育児休業をいうこと。
 - (2) 「育児目的休暇制度」とは、一般事業主が講じている育児を目的とするものであることが労働協約、就業規則等において明らかにされている休暇制度であり、例えば、失効年休の育児目的での使用や、「育児参加奨励休暇」制度、子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度などのほか、ロについては配偶者出産休暇、へについては子（子の配偶者を含む。）が出産したときの「孫誕生休暇」制度などをいうこと。（(1)の育児休業等や子の看護等休暇は含まれない。）
 - (3) 「子の看護等休暇」とは、育児・介護休業法第 16 条の 2 に規定する子の看護等休暇をいうこと。
 - (4) 「短時間勤務制度等」とは、育児・介護休業法第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置のほか、3 歳から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置に準ずる措置をいうこと。
 - (5) 「育児休業等をしたものの割合」及び「育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。
7. 「5. 時間外労働及び休日労働に関する公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度の状況」欄については、「公表前事業年度又は公表前々事業年度のいずれかの年度の状況」のうち「イ その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）第 2 条第 1 項に規定する短時間労働者を除く。） 1 人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」及び「ロ その雇用する労働者のうち 25 歳以上 39 歳以下の者 1 人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」については、各月の平均時間数を、小数点以下を切り捨てて記載するこ

と。

8. 「6. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」の「措置の内容」欄については実施した措置の内容について、「目標及びその達成状況」欄は、ア又はイの措置の少なくともいずれか1つ以上についての目標及びその達成状況について具体的に記載すること。
9. 「7. 女性の継続就業に関する状況」欄については、「在職しているものの割合」は、小数点以下を切り捨てて記載すること。
10. 「8. 育児休業等をし、又は育児を行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるようにするための取組」欄は、実施している取組ごとに実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。
11. 「9. 不妊治療と仕事との両立に関する状況」欄については、
 - (1) (1)②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。
 - (2) (4)の欄は、選任している両立支援担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り繕って記載すること。